

ふるさとだより

2009年12月

社会福祉法人 聖フランシス

ふるさとの家



〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail :

cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

支援者の皆様へ

代表・ルカ・ホルスティンク

早いもので、今年も年末が近づいてきました。

いつもこの時期になると、お世話になっている皆さんのことを思い起し、感謝の気持ちでいっぱいになります。皆さんのおかげで、「ふるさとの家」は、文字通りたくさんの人々の「ふるさと」になれました。

スタッフの皆も、毎日ふるさとの家に立ち寄る利用者の方々を快く受け入れて、心の問題はもちろんのこと、身体的な相談にもものってきました。また、家をさがしもとめる人々に、アパートをさがしたり、その後の生活のサポートもできました。そして、皆さんからいただいた衣類や、生活に必要なさまざまな品物を、彼らと分かち合うことができました。これらは、皆さんの志がなかったらとてもできないことでした。こんなにたくさんの支援者を与えて下さった神様に、本当に感謝したいです。

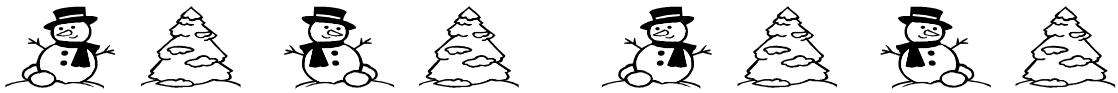
今年は思い切って、皆さんが出して下さったお金で、二階の屋上に物置を作りました。今まで、たくさんの品物を整理したり、すぐに使えるように保存したりする設備がなかったので、スタッフの皆には、大変な苦勞をかけてきましたが、これからは、皆さんが分けて下さった毛布や衣類を大切に保管することができます。これらの貴重な品物を、必要とする人々に行きわたるために、十分な設備ができました。ありがとうございます。

聖書の中に、神殿の賽銭箱に生活費を全部入れた貧しいやもめの話があります。有り余る中からたくさんのお金を入れた金持ちより、乏しい中からすべてを入れた貧しいやもめを、イエズス様はほめて下さいました。

今の日本は円高とはいっても、デフレの影響で働く場も少なく、収入が減ったという人も少なくありません。聖書に出てくるやもめのように、苦しい家計の中から

こうして分けて下さった方もおられることでしょう。本当にありがたいことです。また、こんなたとえ話もあります。イエズス様の周りに集まった大勢の群集に与える食べ物がない時に、一人の少年が自分の弁当を差し出しました。弟子たちは、「こんなものでは何の役にも立たない」と文句を言いましたが、イエズス様が感謝してみんなを坐らせ、少年の持っていた5つのパンと2匹の魚を配り始めると、はじめは気後れしていた他の人々も、持ち寄ったささやかな食べ物を次々と差し出して、みんなで食べたのでしょうか。最後は、5000人の人々全員が満腹したという話です。

私たちもこの少年にならって、子どものような素直な気持ちで、支援して下さった皆さんの心を感謝して受け止め、いつまでも大切にしたいと思います。



相談室から

森安健氏

昨年から続いている不況の波がなかなか収まらないようで、年末にむけてさらに失業者が増えるようなニュースが流れています。ここ釜ヶ崎では昨年以上に日雇いの仕事が無く、飯場（現場に行くための寮）に行っても1週間に2日ぐらいしか仕事が無く飯場に入っている時の食事代・宿泊代だけで自分の手元に金が入らない状態が続いているようです。

年末派遣村のおかげで年齢が若く・体が特に悪くない状態でも生活保護が申請することができていますが、生活保護法は他法他施策を優先させるため、申請をすると本人の資産、収入の状況調査、扶養義務照会（親・兄弟・子に対して生活保護を申請した本人の金銭的な援助ができるか、住んでいる所に訪問し生活の援助ができるか等の調査）等があるために生活保護の申請を躊躇する人が少なくありません。

最近のことですが、十数年間音信不通の兄弟で、弟は仕事が無く生活ができないために相談に来られ、生活保護の申請をしました。兄はすでに生活保護受給中のところに扶養義務照会が送られて来たので相談にきました。兄はふるさとの家の利用者で、弟が相談に来ていたことに驚き、「自分も保護をもらっているのに」と真剣に扶養義務について悩んでおられました。同じ西成区内でしたので役所に話をし、弟にも会いに行かれました。確かに生活保護の不正受給を防ぐためには扶養義務照会等は必要なことかもしれませんが生活に困窮する人が申請を躊躇する様なシステムは問題があるように思います。又生活保護を受けることが権利としてあると言ってもまだまだ「国の世話になるのには抵抗がある」「身内に知られたくない」「惨めな状態を知られたくない」と言う人たちが数多くいるようです。そのような人たちに「生活保護を受けたら最後ではなく安定した住居を確保して、仕事に就ければ生活保護を辞めればいい、そんなに卑屈になる必要はない」と言って申請を勧めるようにしています。生活保護を受給してもまだまだ色々な問題がありますがひとつ

ひとつ解決をできるように当事者と一緒ががんばって行きたいと思います。

談話室より

マーコ

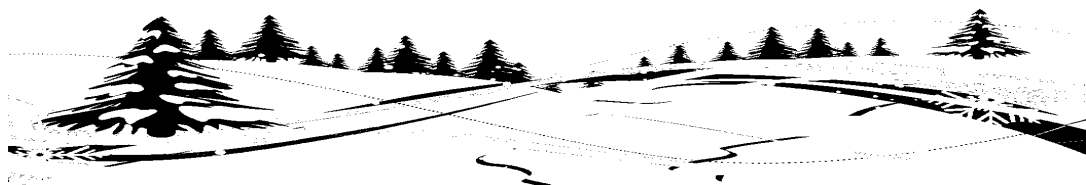
2007年釜ヶ崎での大阪市による住民票削除の後、「住民票だけの問題ではなく憲法に保障されている選挙権の問題だ」と仮粋大工のKさん。野宿を強いられ、ふるさとの家も利用していたMさんと一緒に、原告として「貧困による選挙権の制限は憲法違反」と大阪市・府・国を相手に損害賠償の訴訟を起こし、公選法の改正を求めました。独学で法律の勉強をし、住民票削除の時、差し止め請求をして、削除期日を3週間延長させたのがKさんです。

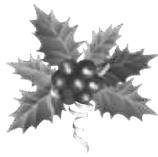
今まで野宿者支援の現場では当たり前の話ですが野宿しないでいいように食を、住を、仕事を、と行政に生存権を主張してきました。しかし、自分たちの意見を反映させるための選挙権について問題にする人はいませんでした。というより支援者の中にも選挙そのものに行かない人も多いのです。

弁護士顔負けのKさんが全面的にMさんをサポートし、2年以上時間をかけ、書面や資料、意見書などを用意しました。しかし裁判所は「生活保護法や自立支援法があるので住居を確保し、選挙権を行使することもできた」と役所の理屈そのまま、「公職選挙法には合理性があり、法改正などは国会議員に求めることで、国賠の対象ではない」と門前払いの判決でした。

原告のMさんは裁判に集まった支援者を前に開口一言「ごめんなさい」と落ち込んだ様子で言われました。私が「何でこの人が謝らないといけないのか」など想っている間に、労働者のみんなは「アンタが悪いんちがう」「間違ってるんは裁判所や」と口々に激励していて感動的でした。その後Mさんも「日本人で日本にいて、何で選挙できないんや！住民票がないから？住民票を消したのはおまえらじゃないか」と怒りを露わにされました。そして「わしは頭が悪いけど、一生がんばる！」とも。Kさんは「高裁には良心を期待する」と今、控訴審に向け必死で取り組んでいます。

そして前回も書いた定額給付金の申請期間が終わりました。大阪市や西成区との話し合いもむなしく国の方針は変わらないということで、11月2日までに住民登録できた人はもらえるが、住民登録できない人はもらえませんでした。何件かの簡易宿泊所(ドヤ)は1泊しただけでも住民登録してもいいと労働者に協力してくれ、何十人かは給付金を受けることができました。住民登録できないのでもらえないが、納得いかないと野宿場所を住所として申請した人もいましたが断られ、弁護士会の人権救済(人権侵害があった場合に警告する)の申し立てをしています。





2 階から

堤年弘（ボランティアスタッフ）

とっくに冬の季節に入っているのに、未だ薄着で過ごしている人を街で見かけました。气象台の長期予報は今年も暖冬、路上生活を余儀なくしている人にとって大変ありがたいことなのでしょうが、それでも冬ですから木枯らしが吹き、氷雨が降りぐっと気温が下がる夜半などは相当体にこたえることでしょう。

今は暖房の効いた「ふるさとの家」でひとときを過ごす人で溢れ、空席が見当たりません。ここでは、うたた寝していてもいたずらされることもなく、仲間と語り合ったり、将棋をさしたり、テレビで藤田まことの人情刑事ものを見てほろっときたりと、少しはゆったりとした気分です。ただ、テレビで天気予報になるとみんなが一斉に注視するのは、明日からの生活での寒さ、雨が気がかりだからでしょう。

昨年冬は東京、日比谷公園で「年越し派遣村」がつくられ、大きくマスコミに取り上げられたこともあり、多くの人びと、若い人びとなどが解雇されたことで厳しい越冬の現実を知らされました。このことで全国的に、差し迫った生活困窮者が取り敢えず、年齢に関係なく生活保護の申請がしやすくなったのではないのでしょうか。その影響から今年に入って、厚生労働省の統計によれば、生活保護者が半年を経過した時点で1万5千人も急増、併せて168万人を超えたと発表しています。必要だからふえて当然なのですが、近い将来には「仕切り」屋の網にかかって歯止めがかけられるのではないかと懸念しています。

マスコミには報ぜられていませんが、ここ「かまがさき」では、すでに30数年もの間「人を人として」、一人の犠牲者も出さないで春を迎えようとキリスト教協友会、組合などが協力して越冬活動を行っていることはご存じかと思います。

ここで日本に生活保護の法律が作られるようになった、そのいきさつを記したいと思います。近代、1874年の公的扶助の規則には、労働能力のない極貧層は例外的な恩恵で救済することがありました。その後、昭和になると、金融恐慌や世界恐慌の影響で大量の失業者が発生したので、1929年に救護法ができました。その中では貧窮者救済は国の義務としていますが、労働能力のあるものは救済の対象外と明記しているのです。

第二次世界大戦後、戦災などによる生活困窮者の急増に対するために、1946年9月に制定された旧生活保護法は、保障の権利について不明確なものでした。同年11月、初めて生存権を中心とする日本国憲法（25条）が公布されました。この生存権理念を実現するため1950年に新生活保護法が制定され、来年で60年です。し

かし、今も必要としている人にスムーズに生活保護が適用されているとは思われません。

ラーメン室

田宮 紘

2001年10月に、私が初めて「ふるさとの家」に入ったとき、ラーメン室に感心しました。というのも、野宿者が、自分で食事する場所があったからです。「ふるさとの家」は野宿を強いられている仲間の必要をよく知っていて、その必要を満たすために存在していると感じたからです。満ち足りた生活をする者が、何かしてやろうという思いとは全く違います。何かできることはないかを考えているのです。野宿を強いられている仲間にとって炊き出しは、ありがたいのですが、本当の願いは自立して、自分で稼いで食べることです。「哀れみ」や「施し」に頼るわけにはいきません。仲間同士がラーメン袋を融通し合っている姿をよく見かけます。ラーメンを食べるのは簡単なことのようにですが、どんぶり、箸、鍋、ガスコンロが必要です。「ふるさとの家」のラーメン室には、ガスコンロが4台あり、それぞれにいつも4、5人並んで順番を待っています。思い出すのは、当時、大学を1年間休学してボランティアをしていた学生のGさんが、一日の終わりに、洗剤を使わず水だけで、脂ぎったどんぶり、箸、鍋、ガスコンロを洗うというすばらしい技を持っていたことです。

さて、今年の夏、ふるさとの家のスタッフが道路の片隅で動けなくなっていたKさんを見つけました。死んでいるかのように動きません。体中がどろどろで下半身は排泄物でひどい臭いがします。ビニールを敷かなければとても車椅子にも乗せられません。いやだというのを無理やりに救急車で病院へ運びましたが、ひどい結核で、結核病院に転送されました。そのKさんを最初お見舞いに行ったときは、ひどい咳で話もできませんでしたが、二回目に行ったときには話もできて、幾分かは回復したようでした。しかし骨と皮だけでよくも生きていくことができるものだと思うほどの体です。食事を摂っているのかと聞いたところ、自分だけは食事時間になっても放置されていて、相手にしてくれないと言います。後で看護師さんに伺ったところ、ラーメンがほしいというので用意したが食べるができなかったということでした。食事を受け付ける体ではなかったのです。3ヶ月間は点滴で生きましたが11月に亡くなりました。「食事を自分だけもらえない」と言ったのは、お金がなく生活保護なので、食べられないと思ったのかもしれませんが、また、ラーメン室でみんなと食べたラーメンの味が、生活の味になっていたのでしょう。ラーメン室は、野宿を強いられて生活する仲間の大切な台所です。



「行方不明ということ」

堀部 敬子

ここ釜ヶ崎で日雇いをして暮して来た人達が、失業し仕事がないため、大阪府・市の事業の一つに、特掃(現在は月に3~4回)があります。

この特別清掃事業は、55歳以上の方が対象なので、年齢証明のための住民票が必要になります。その手続きなどの相談にふるさとの家に今年は20の方が来られ、そのうち4の方が親族から失踪宣告を出され戸籍を抹消されていました。個別に戸籍の復活のために裁判所に同行します。

釜ヶ崎を拠点に、あちらの現場、こちらの現場と生活していくのに精一杯で、役所に行く機会もないまま長い年月が経ち、一方家族は相続の問題などが生じた時、本人が見つからないまま仕方なく、失踪宣告を出し、戸籍上死亡が確定します。裁判所が本人に間違いないと決定するまで、数回呼び出しがあります。緊張と不安と、なんでこんなことになるのか納得いかない様子でぶ然とされ、多くを語られなかった方が回を重ねると、少しずつ気持ちがほぐれ表情もやわらぎます。

今日でほぼ手続きが完了という日、お互いの事情のずれが“行方不明”ということになるのかとこの方を通じ実感した思いで、“行方不明ということはどういうことなんですよね”と言った所、「そういうことです!!」と語気を強めて言われました。中には必死で捜されていた兄弟と対面を果たされた方もいます。

戸籍の復活には、印紙代、印鑑代など8000円が位かかります。立て替えてもらったお金を特掃や缶集めで得た、生きるための貴重なお金で少しずつ返されるのですが、今回ギリギリ間に合った定額給付金で返金された方もいました。給付金が自分の戸籍を復活するという、なんとも複雑な、しかし意味深い使われ方をしました。特掃に申し込まなければ戸籍上抹消されていることも知らず、普通のことではないまま年老いてしまい、誰にも見られることなく無縁仏になってしまいます。間に合ってよかった一と思うのですが、どれ程の人が何も知らずに取り残されているのだろうと思いました。



ボランティア紹介

青木さん 7年前の1年間ボランティアで、今は新聞奨学生で理学療法士の勉強をし、忙しい中、新聞配達の時間の合間を縫って来てくれています。

岡田さん 聖公会の田宮さんの紹介で、時間のある時と、月曜の夜まわりは毎週来てくださっています。

横見さん 以前、ふるさとの家の事務スタッフをされていました。10年ぶりにボランティアに来てくださることになりました。

いつも「今、この時を」共に支えてくださる方々に感謝しています

事務局より



☆ 2009 年度会計中間報告 (2009 年 4 月 1 日~2009 年 9 月 30 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
前期繰越金	4,575,250	人件費	7,399,116
寄付金	7,413,312	活動費	2,515,545
		建物修繕費(屋根)	1,102,500
		繰越金	971,401
合計	11,988,562	合計	11,988,562

★社会福祉法人への寄付金控除について

個人＝寄付金控除、法人＝法人税法上損金算入が出来ます。



1. 寄付をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

〈次のいずれか低い方の金額〉－〈5 千円〉

イ. その年に支出した寄付金の合計額

ロ. その年の総所得金額等の 40%相当額

2. 寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入が出来ます。

- 1) 一般損金限度額〈法人税法第 37 条第 3 条第 2 項〉

資本金の金額×2.5/1000×事業年度の月数/12+当該事業年度の所得金×5.0/100×1/2(この限度内であれば、任意団体、NPO 法人への寄付も損金算入されます。)

- 2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金限度額〈法人税法第 37 条第 4 項該当〉

- 3) 上記 1) と 2) の限度額は併用する事が出来ます。

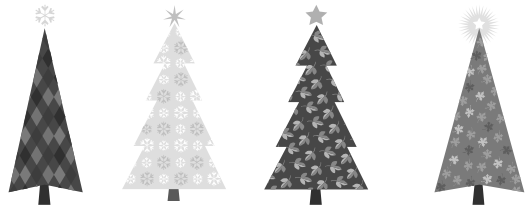
* 寄付金控除を受けるための確定申告については「領収書」が必要ですので、大切に保管していただくようにお願いします。

公的支援に一切頼ることなく皆様のご支援でふるさとの家を今年も維持運営できました事に感謝いたします。

藤井



ふるさとの家で必要なもの



- *特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん、タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
- お菓子（誕生日会に） ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘）
- 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
- 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ボストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの、布団は使えません）

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

- × 布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものはい次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物
など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。